

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

大牟田市立高取小学校

1 いじめの防止のための取組

(1) 教育課程の充実（児童をいじめに向かわせないための教育活動）

- ア わかる授業づくり（すべての児童が参加・活躍できる授業）
 - ・基礎的・基本的な学習内容の徹底習得
 - ・算数科における習熟度別少人数指導の実施
 - ・意見を発表し、児童相互の学び合い場面設定（言語活動の充実）
- イ 学習規律の徹底
 - ・チャイム席 ・正しい姿勢
 - ・発表の仕方聞き方
- ウ 学級集団づくり
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実 ・居場所づくり絆づくり
 - ・「基本的な生活習慣の指導」「高取のきまり」をもとにした児童の発達段階に応じた基本的な生活習慣や自主的態度の育成
- エ 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、豊かな体験活動の設定
 - ・異学年交流、小中連携、幼保小連携等を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- オ 児童会活動の充実
 - ・生活目標に関する児童会役員会の取組 ・委員会活動の充実
 - ・子どもと教師、子ども同士のふれあいの時間の確保（縦割遊び等）
- カ 人権学習、道徳教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解
 - ・道徳の重点項目は「生命尊重、思いやり、親切」とする。
 - ・いじめに対する研修を行い、全職員の共通理解と個々の教師の自覚を高める。
 - ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がける。

(2) 支持的風土のある学級経営の充実（心の居場所づくり）

- ア 共感的な児童理解にたった学級づくり
- イ 学び合いによるわかる授業と学力の向上（学ぶ意欲）
- ウ 自己存在感をもつことができる学級
- エ 「気になる子ども」の把握
 - ・生活の様子を観察 ・生活日記や遊び
- オ 個別面談の実施・相談ポストの設置

(3) 保護者との信頼関係確立

- ア 児童の指導に関わる日常的な連携
 - ・家庭生活における基本的な生活習慣の確立
- イ 広報活動の実施
 - ・学校だより、学級懇談会、ホームページ

2 いじめの早期発見・早期対応への対応の在り方

(1) いじめの早期発見への取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見の基本は、児童の小さな変化にも敏感に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員が共通理解し意識的に児童の様子に気を配りいじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な面談や各種調査を行うこととする。

ア 朝・帰りの会や授業中等の観察

- ・出席をとるときの声、表情・健康観察、保健室等での様子・日記指導、学級活動での実態
- ・無届け欠席家庭への連絡、家庭訪問等を通じた保護者との連携

イ 教育相談の実施

- ・生活アンケートと関連して教育相談週間の設定（５，９，１月）
- ・相談ポストの日常的活用
- ・歴木中学校スクールカウンセラーとの連携

ウ アンケート等の実施

- ・毎月のいじめ早期発見のチェックリスト活用による状況把握
- ・学校生活アンケートの毎学期１回の実施（５，９，１月）
- ・いじめに特化した記名・無記名アンケートの実施（４，７，１０，１２，３月）
- ・家庭用チェックリストの年間３回の実施（６，１１，２月）
- ・実施後、該当児童・保護者への内容聴取、被害児童の支援・加害児童への指導、経過観察→経過等も含めて記録し、記録用紙をアンケートと一緒に保管
- ・学校評価への位置づけ

エ アンケートの保管

- ・実施アンケートは教頭に提出
- ・保管場所（会議室及び職員室後方）※児童が20歳になるまで保管

オ 積極的な認知

- ・いじめの定義に則り、（けんかについても「いじめの認知」と捉える）

(2) いじめの早期対応への取組

いじめの兆候を発見した場合、校内いじめ防止対策委員会を中核として組織的に対応することとし、いじめられている児童の立場に立って心情を理解するとともに、当事者だけでなく、その友人関係からの情報収集等を通じた事実関係の把握を適切かつ迅速に行うことが必要である。そして、いじめられている児童を最後まで守り抜く姿勢を持ちながら、いじめを絶対に許さず、その解消に全力を挙げ、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導していく。

ア いじめられている児童への支援

○ いじめの事実関係の把握

- ・丁寧に聴き取る
- ・最も信頼を得ることができている教員等が対応する

○ 安全確保と全面的な支援（心のケア）

- ・本人の立場に立って話を聞く
- ・「自分のことを心配し、守ってくれる人がいる」という安心感を持たせる
- ・必要に応じてスクールカウンセラーを活用する
- ・緊急避難措置として別室（相談室、保健室等）登校などで対応する

○ 校長、関係職員及び保護者への報告と対応の確認

- ・児童からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備し、速やかに校長及び関係職員に報告する
- ・保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝える

○ 保護者や関係職員との連携といじめられている児童の支援体制の整備

- ・いじめられている児童と最も信頼関係ができている教員（学級担任に限らない）を中心とした支援体制を確立する

イ いじめている児童への指導

- いじめの事実と経緯の確認
 - ・ 事情を聴く教員は、冷静にかつ客観的に、事実と経過を確認する
 - ・ いじめている児童が語った心情については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取る
- 校長、関係職員及び保護者への報告
 - ・ いじめている児童からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備し、速やかに校長及び関係職員に報告する
 - ・ 保護者との共通理解や協働意識が大切であるため、受容的・共感的な態度で接する
- いじめの態様等に応じた指導の徹底
 - ・ いじめの態様には、「冷やかしのからかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などがあることを把握しておく
 - ・ 「恐喝」「暴行・傷害」等の犯罪行為については、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、直ちに警察に通報する
 - ・ 上記については、教育的配慮を考慮して、警察や児童相談所と連携しながら、出席停止等の措置を含めた毅然とした対応について学校の設置者と協議する
- 規範意識の育成と人間関係づくりの改善
 - ・ 保護者の養育態度の変容を図るために、保護者との信頼関係を築き、共に子どもの成長を願い、協働していく姿勢を見せる

ウ まわりの児童への対応

- 事実関係の確認と当事者意識の高揚
 - ・ いじめを受けた心の痛みや苦しみを感得させ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる
 - ・ いじめは人権にかかわる問題であり、人間として許されない行為であることと、どんな理由があろうといじめの側が悪いという意識を高める
- 人間関係形成能力を高める道徳・特別活動の実践
 - ・ 発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚させる
 - ・ 縦割りの異学年交流会や、構成的グループエンカウンターなどを用いた人間関係づくりや学級・学年の諸問題の解決のための話し合い活動の充実を図る
- 自己存在感を実感できる学級づくり・授業づくりの推進
 - ・ 児童一人一人に活躍の場をつくる

(3) 重大事態への対応

<重大事態とは>

- いじめにより児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより欠席（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合

<重大事態の報告>

- 速やかな実態把握と教育委員会やPTAへの報告
- 教育委員会との連携
 - ・ 調査の主体の確定（学校又は教育委員会）

ア 校長を中心とした緊急対策体制

- 実態把握項目及び方法の検討

<いじめを受けている子どもの把握>

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・ 生活日記や行動観察での把握 | ・ 日頃と違う日記内容や行動 |
| ・ 子どもからのサインの感受 | ・ 遅刻や欠席理由の確認 |
| ・ 家庭訪問の実施 | ・ 養護教諭との連携 |

<いじめる側の把握>

- ・個別の面接による事実関係の確認
- ・周囲の子どもからの情報収集
- 分析及び対策の検討
- 学年、学級での取り組みの検討
 - ・道徳の授業の実施
 - (例)「生命の尊重」「思いやり、親切」を中心とした学習指導
 - ・学級活動の授業の実施
 - (例)学級での話し合い活動を中心とした学習指導 (いじめに関する新聞記事等の活用)
 - ・教師の指導を中心とした学習指導
 - ・指導案を活用して、全クラス実施
- 緊急全校集会の設定
- 緊急職員会議の設定
 - ・共通理解、協働実践
- 教育相談の実施
 - ・担任、生徒指導主任による教育相談
 - ・専門家によるカウンセリング

イ 関係児童の保護者との連携

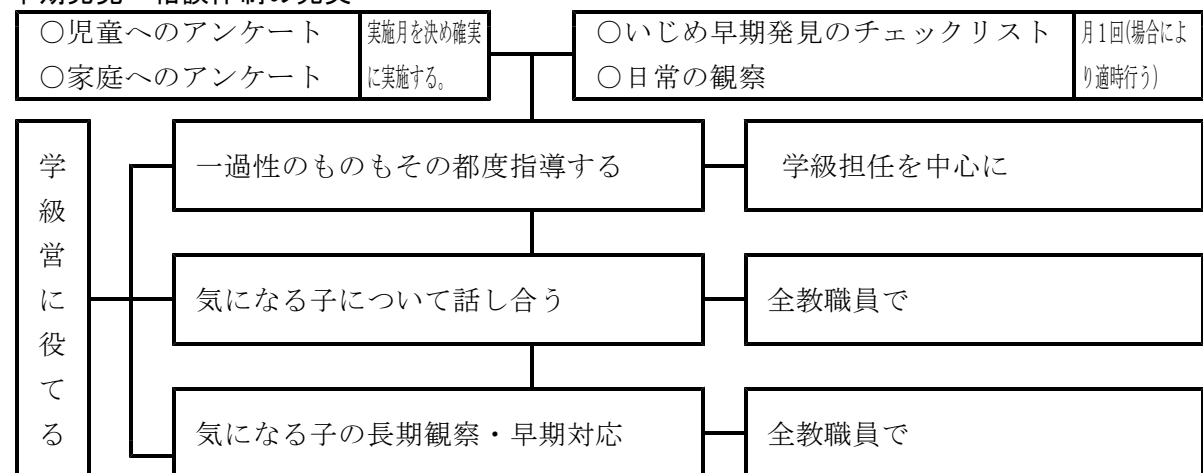
- 校長及び関係職員による家庭訪問の実施
 - ・事実の報告
 - ・学校の対策への理解
- 学校への信頼関係の維持・回復
- P T A緊急集会や学年・学級 P T A集会の実施
 - ・事実関係の報告
 - ・問題解決のための協力依頼

ウ 関係諸機関への連絡及び合同対策会議の設定

- 「いじめ問題等合同対策協議会」の設置
 - ・ P T A役員と学校代表者で組織
- 「いじめ問題等校区対策会議」の設置
 - ・ P T A代表、学校代表、民生委員 等

3 教育相談体制、生徒指導体制の構築

(1) 早期発見・相談体制の充実



（２）生徒指導体制の充実

ア いじめを生まない教育環境の整備（教師）

- ・「くん、さん」をつけて名前を呼ぶ等、一人ひとりを大切にする言語環境を整える。
- ・児童の作品等を掲示する時は、温かい励ましの言葉や賞賛の言葉をつける。

イ いじめ防止対策委員会（子どもを見つめる会）

- ・生徒指導担当をいじめ問題に関するコーディネーターとして位置づける。
- ・組織的対応力向上のためのフローチャート（校内報告、連絡マニュアル）を策定し、連絡体制の確立を図る。

ウ 養護教諭との連携

- ・保健室の教育相談室的な機能充実
- ・担任との連携

（３）高取小学校いじめ防止対策委員会

ア 組織

- 高取小学校いじめ防止対策委員会を設置する。
- 委員会は、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者代表（PTA会長当）で構成する。
※ 日常の事案に対しては、「生徒指導委員会（いじめ・不登校防止委員会）」（上記よりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者代表を除いたもの）で対応する。

イ 役割

- 委員会はいじめ防止を目的とし、毎学期に１回、また校長が必要と認めたときに開催し、以下の役割を果たす。
- 学校基本方針に基づき、いじめ防止推進対策のための具体的な年間計画の作成・実行及び検証を行う。
 - いじめの相談、通報の窓口とする。
 - いじめに関しての情報の収集及び記録をする。
 - いじめに関しての組織的対応の中核となす。
 - 必要に応じてPTAや地域の関係機関とも連携する。

４ 保護者、地域への情報発信と連携体制

（１）情報発信

- ・学校だより、ホームページ等を通して、「学校いじめ防止基本方針」を公開する。
- ・校長懇談会、学級懇談会等で学校や学級の様子を伝える。

（２）学校評価委員会との連携

いじめ防止対策委員会の組織と役割、学校のいじめへの対応（未然防止、早期発見、早期対応、重大事態対応）について自己評価を実施し、学校関係者評価において改善を報告する）

（３）教育委員会、適応指導教室、スクールカウンセラー、児童相談所、警察等の地域の関係機関・相談機関との連携を図る。

5 校内研修の充実
生徒指導年間計画

月	内 容
4	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・気になる子の調査と全職員共通理解 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会
5	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・学校生活アンケート及び教育相談の実施①、聴取・指導、記録 ・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会
6	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・家庭用チェックリストの実施①、聴取・指導、記録 ・学校関係者評価委員会 ・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会
7	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会
8	・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会
9	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・学校生活アンケート及び教育相談の実施②、聴取・指導、記録 ・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会
10	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会
11	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・家庭用チェックリストの実施②、聴取・指導、記録 ・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会
12	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会
1	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・学校生活アンケート及び教育相談の実施③、聴取・指導、記録 ・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会
2	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・家庭用チェックリストの実施③、聴取・指導、記録 ・学校関係者評価委員会 ・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会
3	・いじめチェックリストと相談ポスの確認 ・いじめに特化した無記名アンケート実施、聴取・指導、記録 ・いじめ防止対策委員会：子どもを見つめる会